

# 第1類 総規

## 第1章 組合設立

### ○大里広域市町村圏組合規約（原文縦書）

昭和47年 4月 1日  
指令地 第1781号  
改正 昭和48年12月25日  
指令地 第1668号  
改正 昭和50年 2月12日  
指令地 第1429号  
改正 昭和52年 5月 6日  
指令地 第 143号  
改正 昭和59年 1月25日  
指令地 第1265号  
改正 昭和61年 5月19日  
指令地 第 287号  
改正 平成 3年12月27日  
指令地 第1416号  
改正 平成10年 3月 2日  
指令まち第4007号  
改正 平成11年 2月12日  
指令まち第4003号  
改正 平成13年 2月28日  
指令まち第4008号  
改正 平成14年 7月12日  
指令まち第5190号  
改正 平成15年 1月15日  
指令まち第5445号  
改正 平成18年 3月24日  
指令分権第 310号  
改正 平成19年 2月 6日  
指令市 第1925号  
改正 平成20年 5月 9日  
指令市 第 124号  
改正 平成22年 4月16日  
指令地政第 17号  
改正 平成24年 6月28日  
改正 令和 8年 2月20日  
指令地政第 509号

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 組合は、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ焼却施設の管理運営に関すること。
- (2) 不燃物処理場の建設及び管理運営に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。

(事務所)

第4条 組合の事務所は、熊谷市曙町二丁目6 8 番地に置く。

#### 第2章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、17人とし、その選出区分は、次のと

おりとする。

熊谷市 9人 深谷市 6人 寄居町 2人

2 組合議員は、組合市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

3 前項の選挙の結果については、すみやかに組合市町の長から組合の管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

（任期及び失職）

第6条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補欠選挙）

第7条 組合議員が欠けたときは、直ちに管理者は、その旨を組合市町の長に通知し、関係市町の議会で補欠選挙を行わなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の補欠選挙に準用する。

（議長及び副議長）

第8条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 執行機関

（管理者及び副管理者の設置及び選出の方法）

第9条 組合に管理者及び副管理者2人を置く。

2 管理者は、組合市町の長の協議により組合市町の長のうちから定める。

3 副管理者は、管理者を除いた組合市町の長をもってあてる。

第10条 削除

（管理者及び副管理者の任期）

第11条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町のそれぞれの職にある期間とする。

（管理者及び副管理者の職務）

第12条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、その職務を代理する。

（職員）

第13条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 職員の定数は、組合の条例で定める。

（監査委員の設置及び選任の方法）

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の中から、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とする。ただし、組合議員である監査委員が組合議員でなくなったときは、同時にその職も失う。

### 第4章 経費

（経費の支弁方法）

第15条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 組合市町の負担金

(2) 組合の事業から生ずる収入

(3) 補助金

(4) その他の収入

2 前項の負担金のうち、第3条の事業の経費を除いた経費については、そのうち90パーセントに相当する額を当該会計年度の前会計年度の4月1日における人口割とし、残り10パーセントについては、組合市町の均等割とし、第3条の各事業の経費については当該事業ごとに組合市町の人口、財政力及びその他受益の程度等を勘案し、組合の議会の議決を経てその都度定める。

3 前項の人口割の基礎となる人口は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数とする。

### 附 則

1 この規約は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号については昭和47年7月1日から、同条第3号については昭和48年4月1日から、同条第4号及び第5号については昭和49年4月1日から、同条第6号については昭和51年4月1日から施行する。

2 この規約施行前に行われた組合市町村の議会における組合議員の選挙は、この規約第5条の規定により行なわれたものとみなす。

附 則（昭和48年12月25日指令地第1668号）

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 この規約の変更後の規約（以下「新規約」という。）第5条の規定にかかわらず、昭和50年4月30日までの深谷市の組合議員の定数は8人とし、変更前の規約第5条の規定により豊里村から選出された組合議員は、新規約第5条の規定にかかわらず、昭和50年4月30日までの期間に限り、深谷市選出の組合議員としての身分を有するものとする。

附 則（昭和50年2月12日指令地第1429号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和52年5月6日指令地第143号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和59年1月25日指令地第1265号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年5月19日指令地第287号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年12月27日指令地第1416号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月2日指令まち第4007号）

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月12日指令まち第4003号）

（施行期日）

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、埼玉県知事の許可のあった日以降の日で当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項の改正規定中「熊谷市 10人」を「熊谷市 7人」に改める部分 熊谷市議会の次の組合議員選挙（補欠選挙を除く。以下同じ。）の日

(2) 第5条第1項の改正規定中「深谷市 6人」を「深谷市 4人」に改める部分 深谷市議会の次の組合議員選挙の日

(3) 第5条第1項の改正規定中「妻沼町 3人」を「妻沼町 2人」に改める部分 妻沼町議会の次の組合議員選挙の日

(4) 第5条第1項の改正規定中「寄居町 3人」を「寄居町 2人」に改める部分 寄居町議会の次の組合議員選挙の日

(5) 第5条第1項の改正規定中「岡部町 3人」を「岡部町 2人」に改める部分 岡部町議会の次の組合議員選挙の日

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定中「25人」とあるのは、前項各号に規定する組合議員選挙がすべて終了するまでの間は、「各市町村の選出区分による人数の合計数」とする。

附 則（平成13年2月28日指令まち第4008号）

（施行期日）

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

（事務の特例）

2 改正後の第3条第2号の規定にかかわらず、平成14年1月30日までの間の妻沼町、岡部町及び寄居町のごみ焼却施設の管理運営については、従前どおり当該町がそれぞれ行うものとする。

附 則（平成14年7月12日指令まち第5190号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年1月15日指令まち第5445号）

（施行期日）

1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 組合市町の介護保険特別会計における平成14年度の調定又は支出負担行為に係る収入又は支出については、組合市町において平成15年5月31日まで行うものとする。

附 則（平成18年3月24日指令分権第310号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月6日指令市第1925号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年2月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第5条第1項の改正規定中「熊谷市 11人」を「熊谷市 9人」に改める部分 熊谷市議会の次の組合議員選挙（補欠選挙を除く。以下同じ）の日
  - (2) 第5条第1項の改正規定中「深谷市 10人」を「深谷市 6人」に改める部分 深谷市議会の次の組合議員選挙の日
  - (3) 第10条から第13条第1項までの改正規定 平成19年4月1日
- 2 改正後の第5条第1項の規定中「17人」とあるのは、前項第1号及び第2号に規定する組合議員選挙がすべて終了するまでの間は、「各市町の選出区分による人数の合計数」とする。

附 則（平成20年5月9日指令市第124号）

この規約は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月16日指令地政第17号）

この規約は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日届出）

- 1（施行期日）

この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の第15条第3項の規定は、平成26年度以後の年度分の組合市町の負担金について適用し、平成25年度分までの組合市町の負担金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月20日指令地政第509号）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日前に、変更前の第3条第1号の規定により共同処理されたごみ焼却施設の建設に関する事務（同日前に交付された循環型社会形成推進交付金に関する事務に限る。）については、なお従前の例による。

# ○大里広域市町村圏組合の休日定める条例

平成2年3月30日

条例第3号

改正 平成 5年 3月30日条例第 1号

(組合の休日)

第1条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（職員の休日）」に改め、同条第1項中「休日」を「職員の休日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の職員の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

第3条第4項を削り、同条第5項中「承認し」を「、当該請求に係る時季に与え」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則（平成5年3月30日条例第1号）

(施行期日)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

## 第2章 公告式

### ○大里広域市町村圏組合公告式条例

昭和47年4月24日

条例第1号

改正 平成 3年11月18日条例第 2号

平成15年 2月 5日条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式を定めることを目的とする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合掲示板（熊谷市曙町二丁目68番地）に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締り規則、その他組合機関の定める規則で公表するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関、又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表するものにこれを準用する。

この場合において、第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行規則を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成3年11月18日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。